



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 4 8 号 令和 6 年 9 月 2 7 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 7 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 7 8	地域森林計画を変更したい件	林業振興課
4 7 9	同	同

徳島県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号ルに規定する湿式集じん施設、同表第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和六年九月二十七日から

令和六年十月十八日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和六年九月二十七日から

令和六年十月二十五日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和六年九月二十七日から

令和六年十月二十五日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。